

太政官符

應禁制諸院諸宮諸家使不經國司闌入部内事

右得近江國解僞謹檢案内前司時調庸未進准租稅可徵率之狀格制已明而今前件使等不由國司闌入部内凌轢百姓略奪田宅妨取調庸非雷勘責正物兼復倍徵賄賂調物難濟大底緣此望請官裁諸院諸宮諸家調庸若有未進者先牒國司將令辨進非有國符不聽入部然則官物易濟百姓安堵謹請官裁者右大臣宣依請諸國准此

寛平三年六月十七日

〔榮花物語五浦々の別〕宮の御前藤原定子の御うちまゐりの事そのかしけいしつるにぞおぼしたせ給へる明順道順よろづにそき奉る國々の御封などめし物すれどもものすがやかにわきまへ申人もなければさるべき御さうなどぞきぬ奉らせんなど案内申人ありければきぬめしてよろづにいそがせたまふ

〔榮花物語十二玉村菊〕あるがなかのおとみや具平親子は三條の入道一品宮村上皇女の御子にしたてまつらせ給ひし十ばかりにやおはしますらんこたみの齋宮にゐさせ給ぬその御あつかひもたいこの大將どの藤原頼通よりづにせさせ給式部卿宮敦いとかひありてもてなし聞えさせ給けり一宮にておはしまし、かば御ありさまいとめでたきにいまはいと、大將殿御う

しろ見せさせ給へば御符などいづれの國のつかさかはおろかにおもひ申さむと見えていとどしき御ありさまなるに大宮藤原彰子よりもつねになに事につけても聞えさせ給

〔榮花物語十六本の雫〕やうく御法事の程もちかうなれば院一條小何事もおぼしいそがせ給との藤原顯の御ふなどもかゝるおりだにもとめせどたいいま受領どもはた、御堂成寺のこととをさきとする程にせうくの所の御事をばなにも思ひたらねどた、院おはしませばそれをよ